

第2部 各局主要政策

第1章 内局

第1節 経済産業政策局	170
1. 総論：2016年度の成長戦略等の動きについて	170
1. 1. 日本再興戦略の取りまとめとその実行	170
1. 2. 未来投資会議等の開催と来年度の改訂に向けて	170
1. 3. 規制改革	171
1. 4. 経済産業研究所（RIETI）について	171
2. 産業の新陳代謝	172
2. 1. 産業競争力強化法	172
2. 2. 株式会社産業革新機構	173
2. 3. 新産業構造部会	173
2. 4. 架け橋プロジェクト	174
2. 5. 起業家人材育成事業	175
2. 6. エンジェル税制	175
2. 7. ベンチャー投資促進税制	175
2. 8. ベンチャー創造協議会	175
3. 産業金融政策	175
3. 1. 指定金融機関を通じた危機対応業務	175
3. 2. エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（低炭素投資促進法）	176
3. 3. リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業	176
3. 4. 金融機能強化に関する検討・調査の実施	176
3. 5. ローカルベンチマーク	176
3. 6. 産業・金融・IT融合（FinTech）に関する検討	176
3. 7. 持続的成長に向けた長期投資	177
4. 産業人材政策	177
4. 1. 背景	177
4. 2. 総論	177
4. 3. 経済産業省で本年実施した雇用・人材施策	178
5. 知的財産政策	179
5. 1. 第四次産業革命に向けた新たな制度の検討	179
5. 2. 営業秘密保護のための取組	180
5. 3. 知的資産経営の推進	180
6. 企業法制的課題に関する取組・企業会計	181
6. 1. コーポレート・ガバナンスに関する取組	181
6. 2. 企業会計	181

6. 3. 開示・企業と投資家との対話	182
6. 4. 企業の社会的責任（CSR）	184
7. 競争政策	184
7. 1. 概要	184
7. 2. 2016 年度の主な取組	184
8. 女性の活躍推進等	185
8. 1. 女性活躍推進に向けた取組	185
8. 2. 経済産業省で実施した女性活躍等の取組	186

第1節 経済産業政策局

1. 総論：2016年度の成長戦略等の動きについて

1. 1. 日本再興戦略の取りまとめとその実行

(1) 日本再興戦略の取りまとめ

経済再生の司令塔として設置された日本経済再生本部と、その下に置かれた産業競争力会議において、アベノミクス3本目の矢である成長戦略の取りまとめに向けた議論が行われ、2016年6月2日「日本再興戦略2016-第4次産業革命に向けて-」（以下、「日本再興戦略2016」という。）が閣議決定された。2013年に「日本再興戦略」が策定されて以来、「できるはずがない」と思われてきた改革を断行してきた結果、我が国での事業展開の足かせとなっていた、いわゆる「六重苦」は劇的に改善し、経済の好循環が回り始めた。しかし民間の動きは力強さを欠いており、これを乗り越えGDP600兆円を実現するため、「日本再興戦略2016」では「有望成長市場の開拓」、「生産性革命」、「人材強化」を成長戦略第2ステージの課題として取り組むこととなった。官民を挙げて新たな有望成長市場を開拓する「官民戦略プロジェクト10」が提示されるとともに、「目標逆算ロードマップ方式」が導入され、あるべき将来像を官民で共有し、そこから逆算して具体的な制度改革の行程が設計された。さらに、今回は、2013年の「日本再興戦略」以降設定されてきたKPIを、成長戦略第2ステージに沿うように施策群ごとに組み替えて再設定し、KPIレビューを徹底して行い、PDCAサイクルを回していくこととなった。

経済産業省としては、2016年4月に中間整理を行った「新産業構造ビジョン」を踏まえ、産業構造の変革、データ利活用の促進、中堅・中小企業へのIoT・ロボットの導入支援、人材育成などに取り組んでいくこととなった。

(2) 当面の実行方針

2016年9月より、「産業競争力会議」及び「未来投資に向けた官民対話」を発展的に統合した成長戦略の司令塔として、内閣総理大臣を議長とする「未来投資会議」が開催されることとなった。これは「日本再興戦略2016」における「第4次産業革命官民会議」の役割も担うもので、2016年9月12日に第1回が開催された。そこでは、イノベーションと構造改革による社会変革を目指して、

①国民生活の利便性の抜本変革②地方を主役に、世界を目指す③技術革新を社会実装し、産業構造改革を促す、という3つの切り口で成長戦略を展開することとされた。経済産業省としては、産業構造審議会において第4次産業革命の議論を再開し、国民生活を劇的に変えるインパクトを持つ分野に絞り、目指すべき将来像（KPI）、ロードマップ、突破口となる具体的なプロジェクトを検討して未来投資会議に貢献していくこととなった。

また、これまでの成長戦略の総ざらいを行い成長戦略の更なる深化・加速化を図るため、個別の議題について分野別に集中的な調査審議を行うものとして、経済再生担当大臣を座長とする「構造改革徹底推進会合」が2016年9月から開催された。

1. 2. 未来投資会議等の開催と来年度の改訂に向けて

(1) 今後の検討方針の策定と進捗状況の確認

2016年9月以降、未来投資会議や構造改革徹底推進会合で集中的な議論が実施された。経済産業省としては、医療・介護分野における第4次産業革命の実現、経済産業省自らが行えるオープンデータやコンセッション、企業の「稼ぐ力」を高めるためのガイダンス類の策定などについて方向性を示した。これらを踏まえ、2017年年央の成長戦略の取りまとめを見据えた基本方針である、「これまでの議論の経緯と今後の検討の方向性」が2017年1月27日の第4回未来投資会議において取りまとめられた。

また、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき、これから当面3年間に実施する規制・制度改革を中心とした施策を記載した「産業競争力の強化に関する実行計画（2017年度版）」及び、昨年版の実行計画に掲げた各施策について、進捗、実施の状況を詳細に記載した「平成28年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」が、2017年2月10日、閣議決定された。

(2) 2016年年央の改訂に向けて

その後も、未来投資会議や構造改革徹底推進会合により、次期成長戦略の策定に向けた重要テーマごとの検討が深められた。経済産業省としては、無人自動走行の事業化に向けた政府の取組や、政策を総動員した地域中核企業の後押しなどについて方向性を示した。（そうした

議論を経て、2017年6月9日に「未来投資戦略2017 - Society 5.0の実現に向けた改革-」が閣議決定された。）

1. 3. 規制改革

(1) 規制改革推進会議

規制改革推進会議の前身である規制改革会議は2013年1月18日に内閣府に設置され、その下に2014年7月から、5つのワーキング・グループ（「健康・医療」、「雇用」、「農業」、「投資促進等」、「地域活性化」）が設置された。これらの会議体で行われた議論を踏まえた上で、2016年6月2日に「規制改革実施計画」が閣議決定され、直ちに改革に着手する事項及び期限が定められた。具体的には、民泊サービスにおける規制改革、通訳案内士制度の見直し、指定生乳生産者団体制度及び補給金の交付対象の在り方等についての方針が決定された。

規制改革会議は内閣府本府組織令の附則によって設置期限が2016年7月31日までとされており、2016年9月からは規制改革推進会議が新たに内閣府に設置された。また、その下に4つのワーキング・グループ（「医療・介護・保育」、「農業」、「投資等」、「人材」）と行政手続部会が設置された。2016年9月以降は、旅館業・民泊及び旅客運送事業の規制見直し等について議論が進められ、経済産業省に係る事項としては、主に次世代自動車（燃料電池自動車）関連規制の見直しに関して37項目が答申に盛り込まれた。

行政手続部会においては、団体等や事業者に対してヒアリングやアンケート調査を行い、2017年3月にとりまとめが行われ、各省の事業者の行政手続コストを3年間で2割削減することとされた。

(2) 特別区域制度

(ア) 総合特別区域制度

総合特別区域制度とは、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的に支援することで、先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中させる制度である。

具体的には、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成を目指した「国際戦略総合特区」、地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上を目指した「地域活性化総合特区」の2

種類の総合特別区域（総合特区）から成り立っている。

2016年6月、11月及び2017年3月に行われた第16回・17回・18回認定においては、計27件の地域活性化総合特区の計画変更が認定された。

経済産業省は、第16回認定において、アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区における緑地面積率等の基準の緩和（工場立地法）等に関する計画変更について同意した。

(イ) 国家戦略特別区域制度

国家戦略特別区域制度とは、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する制度である。

2015年8月に3区域（仙北市、仙台市、愛知県）、2016年1月に3区域（広島県・今治市、千葉市（東京圏の拡大）、北九州市（福岡市に追加））が指定された。具体的には、外国人家事支援人材の活用、特区民泊の実施、獣医学部の新設を始めとした計233件の事業が新たに認定された。

経済産業省では、愛知県における農業の信用保証制度に関する計画について、当該特区事業の関係行政機関の長として同意を行った。

1. 4. 経済産業研究所（RIETI）について

独立行政法人経済産業研究所（RIETI）は、内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としている。2016年度から新たに第4期中期目標期間（2016年度から2019年度までの4年間）がスタートし、第4期中期目標に示した経済産業政策の3つの中長期的な視点に沿った研究活動を開始した。

「経済産業政策の3つの中長期的な視点」

1 世界の中で日本の強みを育てていく

2 革新を生み出す国になる

3 人口減を乗り越える

2016年度の研究成果は、引き続き、「通商白書」、「ものづくり白書」、「中小企業白書」、「経済財政白書」、「労働経済白書」等の白書にも引用されるなど、広く国の政策立案に貢献した。

第4期中期目標期間から、経済産業省の政策立案との連携を強化するため、研究計画の策定段階から経済産業省とRIETI研究者との意見交換の機会をこれまで以上に充実させた。また、RIETIの研究員に対して、経済産業省からの相談・問合せ等に対応するアクセスポイントとして「政策アドバイザー」を領域ごとに指名した。これにより、相談・問合せ件数が121件となり、学術的知見の提供の機会が増大した。

国内外の研究機関との連携に当たっては、シンポジウム、セミナー及びワークショップ等について共同開催を増やし、よりタイムリーなテーマで開催するよう連携強化を進め、ネットワーク拡大に向けた開拓を行った。(台湾経済研究院(TIER)・韓国産業研究院(KIET)、オーストラリア国立大学、国際通貨基金(IMF)、東京大学政策ビジョン研究センター、日本貿易振興機構(ジェトロ)、京都大学経済研究所、欧州経済政策研究センター(CEPR)とのシンポジウム共同開催、共同研究を実施した。)

2. 産業の新陳代謝

2. 1. 産業競争力強化法

(1) 概要

産業競争力強化法はアベノミクス第三の矢である「日本再興戦略」(2013年6月14日閣議決定)に盛り込まれた施策を確実に実行し、日本経済を再生することで、バブル崩壊から20年以上続く低迷とデフレから早期に脱却させ、持続的な経済成長を実現させることを背景に2014年1月20日に施行された。

具体的には、日本経済には、「過剰規制」「過小投資」「過当競争」の3つの歪みを是正すべく、「過剰規制」を打破するための規制改革の推進や、「過小投資」「過当競争」の是正につながる「産業の新陳代謝」の促進などにより、我が国の産業競争力の強化を図っている。

(2) 個別施策の実績

(ア) 事業再編の促進

複数の企業に分散する経営資源を有効に組み合わせ、生産性を向上させ、新たな需要開拓を図るためには「事業再編」を進めやすい環境整備が重要である。このため、前向きな事業再編に取り組む企業に対し、登録免許税の軽減措置等の支援策を講じている。

認定を受けた事業再編によって、世界市場で勝ち抜き競争力の獲得や地方経済の活性化を通じた日本企業の生産性の向上が期待される。

(2017年3月31日時点)

(イ) 生産性向上設備投資促進税制

質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図るために制定した、先端の機械装置や生産ライン、オペレーションの改善に資する設備についての税制措置。利用できる業種や企業規模に制限はなく、機械装置や器具備品から建物、ソフトウェアまでの幅広い設備が対象となっており、3月末時点で実に140万件を超える設備導入につながっている。

	認定件数 (累計)		認定件数 (2016年度)	
	経済産業省	他省庁	経済産業省	他省庁
事業再編計画	19件	18件	19件	18件
特定事業再編計画	4件	1件	4件	1件

	証明書発行件数(A類型)/確認件数(B類型) (累計)	証明書発行件数(A類型)/確認件数(B類型) (2016年度)
先端設備(A類型)	1,365,121件	487,238件
生産ラインやオペレーションの改善に資する設備(B類型)	35,554件	13,1221件

	(総額 12 兆 4,737 億円分)	(総額 2 兆 3,655 億円分)
--	------------------------	-----------------------

(2017年3月31日時点)

(ウ)事業再生ADR制度

本制度は、過剰債務に悩む企業の問題を解決するために生まれた制度。企業の早期事業再生を支援するため、中立的な専門家が、金融機関等の債権者と債務者との間の調整を実施し、その際の双方の税負担を軽減することで債務者に対するつなぎ融資の円滑化等を図る。

2016年3月末までに196社(57件)件の手続利用申請があり、簡易デューディリジェンスの実施後、183社(45件)を受理した。このうち162社で事業再生計画案に対し債権者全員が合意して成立した。

(エ)企業単位での規制改革スキーム

グリーゾーン解消制度・企業実証特例制度は、企業の個々の事業内容に即して規制改革を進めていくことを狙いとして創設された制度。グリーゾーン解消制度は、具体的な事業計画に即して規制の適用有無を確認できる制度。企業実証特例制度は新事業活動を行おうとする事業者による規制の特例措置の提案を受けて企業単位で規制の特例措置の適用を認める制度となっている。

2016年度は、本制度の活用がさらに進んでおり、企業実証特例制度では、「搭乗型移動支援ロボット(セグウェイ)の公道走行」の実証が開始され、安全性等の検証を行うなど、一般化に向けて実証実験を行っている。

また、グリーゾーン解消制度では、「ホテル等における指紋認証システムの導入」において、外国人旅行者の旅券情報を事前登録することで、ホテルのチェックイン時に、パスポートを提示することなく、本人確認を行うことが可能になるなど、本制度を活用した事業が全国的に実施されている。

	申請受理件数	結果通知件数
企業実証特例	<累計> 11件 (中小企業6事業者 を含む16事業者)	11件

	<2016年度> 1件 (1事業者)	2件
グリーゾーン	<累計> 96件 (中小企業62事業者 を含む101事業者)	94件
	<2016年度> 24件 (中小企業15事業者 を含む24事業者)	28件

(2016年3月31日時点)

2. 2. 株式会社産業革新機構

(1)機構の概要

我が国の次世代の国富を担う産業の創出に向けて、社会的ニーズに対応した成長市場において、産業や組織の枠を超えて技術等の経営資源を結集すること(オープンイノベーション)により、新たな付加価値を創出する事業活動等に対する出資等の支援を行うべく、2009年7月に株式会社産業革新機構を設立した。2014年に産業競争力強化法に基づく設置法人となって以後、政府の成長戦略の一翼を担う組織として、ベンチャー投資にも力を入れている。

(2)機構の実績

2016年度において、アーリーステージやベンチャー企業等への新規投資が10件、追加投資が5件、海外経営資源の活用に関する新規投資を3件、事業の再編・統合に関する追加投資1件を行った結果、当初の設立以来、累計で114件、9,846億円の投資の決定となっている。

2. 3. 新産業構造部会

(1)設置趣旨

I o T、ビッグデータ、人工知能等による変革に的確に対応するため、「『日本再興戦略』改訂2015」に基づき、官民が共有できるビジョンを策定するとともに、官民に求められる対応について検討を進めるために、産業構造審議会に新産業構造部会を設置した

(2015年9月17日)。

(2) 主な検討内容

本研究会は、2017年3月までに計14回の研究会を開催し、主要領域(ものづくり革新領域、流通・小売・物流領域、金融、医療・健康・介護、メディア・コンテンツ、観光、農業、エネルギー・スマートコミュニティー等)、領域横断型の検討課題(技術・イノベーション、企業経営と資金循環、人材、教育、等)、戦略4分野(移動する、健康を維持する・生涯活躍する、スマートに生み出す・手に入れる、スマートに暮らす)、及び新たな経済社会システム(人材育成・活用システム、新陳代謝システム、社会保障システム)について議論を行った。

- ◇第1回 新産業構造部会の検討とミッション
- ◇第2回 欧米企業の動向
- ◇第3回 第4次産業革命への対応の方向性
 - ・主要領域についての議論
 - (ものづくり革新領域、流通・小売・物流領域)
- ◇第4回 第4次産業革命への対応の方向性
 - ・主要領域についての議論
 - (金融、医療・健康・介護、メディア・コンテンツ)
 - ・官民の戦略的取組の進捗へ向けて
- ◇第5回 第4次産業革命への対応の方向性
 - ・主要領域についての議論
 - (観光、農業、エネルギー・スマートコミュニティー)
 - ・領域横断型の検討課題(人材、教育)
- ◇第6回 第4次産業革命への対応の方向性
 - ・領域横断型の検討課題
 - (技術・イノベーション、企業経営と資金循環)
 - ・産業構造変革の方向性について
- ◇第7回 第4次産業革命への対応の方向性
 - ・データ利活用等に関する制度・ルールについて
 - ・データ利活用と保護(知的財産政策を含む)/競争政策について
 - ・今後のサイバーセキュリティ政策について
 - ・産業構造の円滑な転換について
 - ・変革の経路(樹形図・ロードマップ)の検討

- ・第4次産業革命に対応した規制改革について
- ・産業構造の円滑な転換について
- ・行政サービス分野における対応について

- ◇第8回 「新産業構造ビジョン」中間整理
- ◇フォローアップ会議
- ◇第9回 戦略分野
 - ・戦略分野「移動する」
- ◇第10回 戦略分野
 - ・戦略分野「健康を維持する・生涯活躍する」
- ◇第11回 戦略分野
 - ・戦略分野「スマートに生み出す・手に入れる」
- ◇第12回 戦略分野
 - ・戦略分野「スマートに暮らす」
- ◇第13回 新たな経済社会システム
 - ・人材育成・活用システム(雇用、労働、教育)
- ◇第14回 新たな経済社会システム
 - ・新陳代謝システム(イノベーション)
 - ・社会保障システム

2. 4. 架け橋プロジェクト

2015年4月、安倍首相が米国シリコンバレーを訪問し、「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」を発表した。これを受け、同年から、「人材の架け橋事業」・「機会の架け橋事業」を開始し、2016年から「企業の架け橋事業」を開始した。

「人材の架け橋事業」は、グローバル市場への進出や社会課題の解決といった目線の高い新事業を創出する起業家や、大企業等で新事業開拓を担う社内起業家の育成を図る目的で、2016年度は審査を通過した126名を対象に国内プログラムを実施し、この中から20名を選抜してシリコンバレーに派遣した。

「企業の架け橋事業」は、高い技術力を持つ中小・中堅・ベンチャー企業等をイノベーション先端地域である米国シリコンバレー等に派遣し、グローバル展開の知見とネットワークを獲得し、新しい事業展開を推進する機会の創出を図ることを目的に、2016年度はシリコンバレーに17社、ニューヨークに13社、シンガポールに10社、オースティンに8社を派遣した。

「機会の架け橋事業」は、「人材の架け橋事業」・「企業の架け橋事業」での成功事例や体験の共有・発信、ベ

ンチャーと大企業や投資家とのマッチング、我が国の企業マインドの醸成等を目的に、2016年は日米VCカンファレンス、イノベーションリーダーズサミット、新事業創造カンファレンス& Connect!を開催・後援し、2017年2月には第3回日本ベンチャー大賞表彰式を実施した。

2. 5. 起業家人材育成事業

米国等と比較し、「起業」というキャリアの選択が一般的でない日本においては、高等教育の時期に起業に必要な知識・能力・準備について学ぶ意義は大きく、日本経済の活性化を担う潜在的な起業家の育成につながると考えられる。こうした認識の下、経済産業省では、2009年度に大学・大学院の教員や実務家とともに「大学・大学院起業家教育推進ネットワーク」を設立し、起業家教育に携わっている大学教員、新たに始めようとする教員、起業の実践を教える外部講師など、多様な方々のネットワークを構築している。

2017年1月22日に「ビジネスプランコンテスト全国大会 (University Venture Grand Prix2016)」を開催した。ファイナリスト10チームが発表を行い、慶応義塾大学「㈱幸陽農舎」がグランプリを受賞し、慶応義塾大学「㈱幸陽農舎」を含む上位3チームを、約1週間シリコンバレーに派遣した。シリコンバレーでは、現地のアクセラレータや投資家、起業家、スタートアップ、起業家教育プログラム等の主催者、ローカルミートアップ等を訪問し、研修プログラムを実施した。

2. 6. エンジェル税制

1997年度に創業間もないベンチャー企業等への個人投資を更に促進するための税制優遇措置として「エンジェル税制」を創設し、2008年度には、投資時点における所得控除制度を新たに創設した。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (第5次地方分権一括法)」の施行に伴い、申請者・相談者の利便性向上や、都道府県の施策と連携した地域の実情に即した支援策の提供を期待し、エンジェル税制の申請・相談窓口が都道府県に変更となった。

2. 7. ベンチャー投資促進税制

ベンチャー企業の成長のためには、事業会社からのリスクマネー供給を拡大する必要があるため、経営支援能力の高いベンチャーファンドを通じた資金供給について、産業競争力強化法に基づく税制優遇措置を創設した。具体的には、産業競争力強化法第17条による認定を受けたベンチャーファンドを通じてベンチャー企業に出資を行った企業は、当該出資額の8割を損失準備金として積み立て、その積立額の損金算入を認める税制を創設した。2014年度から運用を開始し、2016年度においては、産業競争力強化法に基づく「特定新事業開拓投資事業計画」を6件認定し、累計の認定件数は9件となった。

2. 8. ベンチャー創造協議会

産業の新陳代謝とベンチャーの加速を実現するべく、社会をあげてベンチャーを創造する知と行動の起点をつくり、「新しい力」で経済を再生することを目的として、新事業創造の担い手である起業家・ベンチャー企業や大企業、ベンチャーキャピタル等からなる「ベンチャー創造協議会」を設立した(2014年9月24日)。同年、同協議会は、ベンチャー向けの表彰制度として初めて内閣総理大臣賞を設けた「日本ベンチャー大賞」を創設し、安倍総理大臣出席の下、第3回の表彰式を開催した(2017年2月20日)。

2017年3月、同協議会はオープンイノベーション協議会(新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO))を事務局とする、オープンイノベーションの推進事例の共有や啓発普及活動、政策提言などを実施するため、民間事業者が主体となった協議会)と合併し、引き続きNEDOを事務局とするオープンイノベーション・ベンチャー創造協議会が発足した。

3. 産業金融政策

3. 1. 指定金融機関を通じた危機対応業務

2015年度に引き続き、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年5月25日法律第57号)に基づき公庫の実施する危機対応業務(指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫が、日本政策金融公庫(公庫)による信用補完等を受けて実施する中堅・大企業向け資金繰り支援)を通じて、事業者への円滑な資金供給を促

進した。

3. 2. エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（低炭素投資促進法）

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成23年5月2日法律第39号）により、以下2つの金融面での支援措置が実施された。

（1）ツーステップローン

低炭素型製品の開発・製造を行う事業者に対して、その事業に必要な「低利」かつ「長期」の資金を供給するため、政策金融改革との整合性を保ちつつ、民間金融機関の融資ノウハウを活かす政策的金融支援であるツーステップローン（公庫→指定金融機関→認定事業者）が実施された。

2016年度末時点の融資額は合計約449億円となった。

（2）リース保険制度

リース保険制度は、需要開拓支援法人に指定された法人（一般財団法人低炭素投資促進機構、以下「GIO」という。）が、リース会社を相手方として回収不可能となったリース料の一部を補填する保険契約を締結することにより、中小事業者の信用力を補完してリースを行いやすくするもの。

2016年度末までの契約引受件数は13,908件、引受総額は約906億円となった。

3. 3. リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業

民間事業者がリース手法を活用して先端設備等を導入しようとする場合、リース会社と基金設置法人（GIO）が「先端設備等導入支援契約」を締結することで、リース期間終了後の当該物件の売却に係る損失を軽減することにより、先端的な設備への投資を促すもの。

2016年度末までの契約引受件数は585件、引受総額は2,000億円となった。なお、本事業の新規受付は2016年3月末をもって終了した。

3. 4. 金融機能強化に関する検討・調査の実施

2016年度は、ABL（動産・債権担保融資）の現状、

普及促進に向けた課題の調査検討、ABLのベストプラクティスの収集及び下請中小企業振興法3条に基づく振興基準の改正を行った。

具体的には、①ABL・電子記録債権の市場規模、取組状況及び普及促進に当たっての課題等に関する実態を把握するためのアンケート調査の実施、②ABLに先進的に取り組む金融機関に対するヒアリング調査の実施及び取りまとめ、③振興基準を改正し、親事業者と下請事業者の間では、債権譲渡禁止特約を付する場合であっても、金融機関等に対する債権譲渡・担保提供は禁じない内容とする努力義務の規定などを行った。

3. 5. ローカルベンチマーク

2016年4月には、今後のローカルベンチマークの普及に向けた取組を促進するため、金融機関、支援機関、中小企業関連等の各種団体、有識者、土業関係や関係省庁を幅広く集めた「ローカルベンチマーク活用戦略会議」を設立し、その普及に向けた活動の指針となる「ローカルベンチマーク活用行動計画」を策定、公表した（2016年5月）。また、2016年度に実施した委託事業においては、金融機関と支援機関（6機関）が取引先企業との間で実際にローカルベンチマークを活用するモデル事業を実施し、活用方法や課題抽出等を行うとともに、利用者から要望のあったツールの改善点に関する検証等を行った。これら委託事業の成果を元に、ローカルベンチマーク活用戦略会議において情報共有、議論を行うことにより、更なるローカルベンチマークの普及拡大に向けた取組を実施した。

3. 6. 産業・金融・IT融合（FinTech）に関する検討

ITを活用して革新的な金融サービスを提供する動きであるFinTechについて、金融庁等をはじめとする関係省庁と連携しつつ政策対応を検討した。

2015年10月より「産業・金融・IT融合に関する研究会」（FinTech研究会）を開催し、2016年3月にその結果を公表した。その後、2016年7月より「FinTechの課題と今後の方向性に関する検討会合」（FinTech検討会合）を開催し、我が国としての課題認識や目指すべき姿、政策の基本的方向性等について検討を行った。2017年5月にFinTechに関する総合的な報告・提言として

「FinTech ビジョン」を取りまとめ、FinTech 時代に対応するための具体的な取組を実施した。

3. 7. 持続的成長に向けた長期投資

2016 年 8 月より、「持続的成長に向けた長期投資 (ESG・無形資産投資) 研究会」を開催し、企業が中長期的な企業価値を高めるための戦略的な投資のあり方、投資家が長期的な視野から企業を評価する方法、そして企業の情報開示や投資家との対話のあり方について検討を行った。その後、2017 年 5 月に企業価値向上に向けて、企業経営者と投資家が対話を行い、経営戦略や非財務情報等の開示やそれらを評価する際の手引となる「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス」を取りまとめ、我が国企業の中長期的な企業価値向上や持続的成長を実現するための施策を実施した。

4. 産業人材政策

4. 1. 背景

4 年間のアベノミクスは、大きな成果を生み出した。名目 GDP は 47 兆円増加し、9%成長、また、長らく実施されてこなかったベースアップが 4 年連続で実現された。加えて、有効求人倍率は 25 年ぶりの高い水準となり、史上初めて 47 全ての都道府県で 1 倍を超えた。正規雇用も一昨年増加に転じ、26 か月連続で前年を上回り、日本経済はデフレ脱却の兆しが見えてきており、実質賃金も増加傾向にある。

他方、個人消費や設備投資といった民需は、持ち直しつつあるものの、足踏みがみられる。我が国の経済成長の隘路の根本には、少子高齢化、人口減少という構造的な問題に加え、イノベーションの欠如による生産性向上の低迷、革新的技術への投資不足がある。日本経済の再生を実現するためには、投資やイノベーションの促進を通じた付加価値生産性の向上に加え、労働参加率の向上を図る必要がある。

そういった問題意識の下、2016 年 9 月に安倍総理大臣をトップとした「働き方改革実現会議」が設置された。会議においては、長時間労働の是正、同一労働同一賃金など非正規雇用者の処遇改善を含む 9 つのテーマについて議論を行った。

また、2016 年 12 月、あらゆる場面で快適で豊かに生

活できる社会、いわゆる「Society5.0」を実現するため、第 4 次産業革命による産業構造や社会構造の転換を踏まえ、各産業で求められるスキルや能力等の人材育成について検討し、各省庁が実施すべき具体的な施策に反映させるため、構造改革徹底推進会合の下に「第 4 次産業革命 人材育成推進会議」が開催された。

これらの政府方針・動向に基づき、経済産業省として、次節に掲げる雇用・人材関連施策を実施した。

4. 2. 総論

先に記載のとおり、我が国は人口減少に直面し、生産年齢人口は、2060 年には半減、高齢人口は増加していく。このような環境下では人手不足は成長への最大の制約要因となる。実社会においては、あらゆる事業・情報が、データ化・ネットワークを通じて自由にやりとり可能になり、集まった大量のデータを分析し、新たな価値を生む形で利用可能になった。また、人工知能によって機械機会が自ら学習し、人間を超える高度な判断が可能になったほか、多様かつ複雑な作業についても自動化が可能になった。これらの技術革新によって、これまで実現不可能と思われていた社会の実現が可能になり、産業構造や就業構造が劇的に変わる可能性が出てきた。

これらの AI やロボット等テクノロジーの出現により、定型労働に加えて非定型労働においても省人化が進展し、人手不足の解消につながる反面、バックオフィス業務等、我が国の雇用のボリュームゾーンである従来型のミドルスキルのホワイトカラーの仕事は、大きく減少していく可能性が高い。一方で、第 4 次産業革命によるビジネスプロセスの変化は、ミドルスキルも含めて新たな雇用ニーズを生み出していくため、こうした就業構造の転換に対応した人材育成や、成長分野への労働移動が必要となる。

こういった流れの中で、本年、産業構造審議会 新産業構造部会において、第 4 次産業革命による就業構造の変化に対応するための「人材育成・活用システム」(雇用、労働、教育)の在り方について、議論を行った。

具体的には、産業政策、雇用労働政策にとどまらず、教育・人材育成、社会保障等、様々な政策を総動員した改革パッケージが必要との認識の下、以下 3 つの政策の柱を提言したところである。

【人材投資・人材育成の抜本拡充】

第4次産業革命下で求められる人材像(能力・スキル)や人材需給の把握・見える化を通じて、関係省庁の政策との連携を加速化し、基礎力・ミドル・トップ人材それぞれのレイヤー毎に政策パッケージを整理。

【多様で柔軟な働き方の実現】

働き手が自身の能力・スキルを最大限活かし、日本企業の競争力強化に繋げていくため、時間・場所・契約にとらわれない柔軟な働き方を、良好な働き方の選択肢とすることを目的に、それらの働き方の現状・課題を把握し、今後の政策方針を提言

【ITによる変革の加速化】

IT/データを活用し、日本型雇用システムをめぐる諸課題に対する対応を加速化(第4次産業革命下での経営と人事の融合)。

これらの方針に基づき、本年においては、経済産業省として、次節に掲げる雇用・人材関連施策を実施した。

4. 3. 経済産業省で本年実施した雇用・人材施策

(1) 教育・人材育成

(ア) 経営人材育成に向けたガイドラインの策定

企業の持続的成長と競争力の継続的な向上にとって、中心的役割を果たすべき「経営リーダー人材」の量と質をいかに高められるかが、重要な鍵となる。

経済産業省では、経営トップに方策の「道しるべ」を示すべく、経営リーダー人材育成について先進的な取り組みを行っている企業事例の収集・分析を通じて、企業が取り組むべき制度や施策の輪郭をより明らかにすることを目的として、経営リーダー人材の育成に関する有識者や実務経験者を中心とした研究会を実施した。また、東証一部上場企業に対するアンケート調査や、企業ヒアリングを実施し、併せて約200社における経営リーダー人材の育成に関する企業の実態調査を行い、その上で、平成29年3月、「企業価値向上に向けた経営リーダー人材育成の戦略的育成についてのガイドライン」をとりまとめた。

ガイドラインでは、企業が直面する課題と、それらの

課題を乗り越えるための処方箋を具体的な事例により示している。これらは、現時点で経営リーダー人材の育成に取り組んでいる企業やこれから取り組もうとしている企業におけるリファレンスとしての活用や、企業が、資本市場をはじめ社内外のステークホルダーと対話する際の材料としての利用を想定し作成した。

(イ) 第4次産業革命スキル習得講座認定制度

第4次産業革命は産業構造や就業構造に大きなインパクトを与えるとされる。とくに、AIやロボットの出現は、定型労働のみならず非定型労働においても省人化を進展させ、ビジネスプロセスそのものを大きく変容させると予想されている。この変化に伴い、仕事で求められる能力・スキルも大きく変化する。こうした急激な産業構造の転換に対応するためには、企業も個人も柔軟かつ迅速に対応していくことが必要であり、生産性・成長性の高い産業への「人の流れ」を実現するためには、「IT力」をはじめとして、働きながら求められる能力・スキルを獲得できる教育訓練の充実が必要となる。

そこで、経済産業省では、企業・産業の競争力強化や生産性向上等に資する社会人の職業能力の向上を図る機会の拡大に資することを目的として、「第4次産業革命スキル習得講座認定制度」を創設し、民間事業者が社会人向けに提供するIT・データ分野を中心とした専門性・実践性の高い教育訓練講座を経済産業大臣が認定する。さらに、厚生労働省との連携によって、それらの講座のうち、厚生労働省が定める一定の要件を満たすものを「教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)」の対象講座とすることとした。

(ウ) 社会人基礎力の育成

経済産業省では、「前に踏み出す力(アクション)」・「考え抜く力(シンキング)」・「チームで働く力(チームワーク)」の3つから構成される、社会で活躍するために求められる基礎的能力を「社会人基礎力」として定義し、「社会人基礎力」を大学教育等で育成する活動の普及・啓発を実施している。この一環として、2007年度から、大学におけるゼミや研究室等の取組により「社会人基礎力」が育まれた過程を学生が発表する「社会人基礎力育成グランプリ」を開催しており、2011年度から経済産

業大臣賞を授与している。2016年度は、全国から57大学（70チーム）が参加するなど「社会人基礎力」育成の取組は全国の大学に広がりを見せている。

（エ）産学が連携したキャリア教育の推進

経済産業省では2007年度から産業界と教育界の双方に通じた「キャリア教育コーディネーター」を配置し、地域で一体となったキャリア教育を関係団体等と連携しながら実施してきた。2011年2月に自立化した、一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会では、キャリア教育コーディネーターの育成・認定等の事業を運営しており、2016年度までに、約270名がキャリア教育コーディネーターに認定され全国各地で活躍している。

また、先進的な教育支援活動を奨励・普及・促進するため、これらに取り組む企業・経済団体を表彰する「キャリア教育アワード」を2010年度に創設し、2011年度から経済産業大臣賞を授与しており、2016年度は、全国から37件の応募を得た。また、学校、地域・社会、産業界等の関係者が連携・協働してキャリア教育を行う取組を、文部科学省と経済産業省の両省で表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を2011年度から実施しており、2016年度は全国から20件の応募を得た。

さらには、学校、地域、産業界が一体となって社会全体でキャリア教育を推進していく気運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進することを目的として、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省合同で、学校関係者、企業関係者等を対象とする「キャリア教育推進連携シンポジウム」を開催した。

（２）多様で柔軟な働き方の実現に向けた検討

人口減少の進行や技術革新の進展等により、産業構造・就業構造が大きく変化することが予想される中、従来の企業との雇用関係を前提とした働き方のみでは、こうした外的環境変化に順応できず、働き手や企業双方において競争力を低下させてしまう恐れが指摘されている。そんな中、「兼業・副業」や、働く場所・時間等によらないフリーランス等の「雇用関係によらない働き方」が注目されている。

個人が主体性を持って自身の能力・スキルを活かすこ

とができるこのような働き方を、働き方の選択肢として確立させることは、企業競争力強化のためにも重要である。

そこで、これらの働き方の社会環境整備を目的に、現状・課題の整理及び解決策の方向性を議論する場として、2016年11月から「雇用関係によらない働き方研究会」を開催した。研究会は、働き手・企業等からの参画の上で計4回開催し、働き手約4000人に対するアンケート調査を踏まえ、平成29年3月に報告書を取りまとめた。

「雇用関係によらない働き方」と一言で言っても、それぞれの能力・スキルやこれまでのキャリアや「働くこと」に対する意識、置かれている環境によって、抱えている課題は異なる。報告書では、それぞれのカテゴリーに分けた政策の必要性について提言している。

（３）高度外国人材の受入促進

我が国経済がデフレから脱却し「価値創造」経済へと転換を図っていくためには、多様な価値観を持つ外国人を受け入れることで我が国の産業におけるイノベーションを促すとともに、外国人と日本人が切磋琢磨して専門的・技術的な能力を高めて労働生産性を向上させていくことが重要である。

そこで2012年、我が国では「高度人材ポイント制」として、高度外国人材の年収や学歴等によってポイントを付し、様々な優遇措置を講ずる在留制度を整備した。

さらに、2017年4月には、「高度人材ポイント制」において70点以上のポイントで高度外国人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を従来の5年から3年に短縮する「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設した。また、その中でも、高度外国人材の中で特に高度と認められる者（80点以上のポイントで認められた者）については、永住許可申請に要する在留期間を1年としている。

5. 知的財産政策

5. 1. 第四次産業革命に向けた新たな制度の検討

新しい産業構造に対応した競争政策や知的財産政策などの横断的な制度の在り方等についての検討の必要性が、産業構造審議会新産業構造部会において提唱されたことを受け、「第四次産業革命に向けた横断的制度研

研究会」を2016年1月から開催し、同年9月に報告書を公表した。データ利活用・保護と知的財産については、データが付加価値の源泉となる中で、こうした新たな情報財の利活用の促進と知的財産の保護について適切なバランスの取れた柔軟な知的財産制度を構築することの必要性が指摘され、データの収集・分析や関連技術の研究開発への投資インセンティブの確保のため、フリーライドの防止など適切な権利保護を行うべきとされた。

同年10月から開始した「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」においても、データの利活用の他、産業財産権、国際標準化という横断的な観点から、モビリティ（自動車分野）、ものづくり等（ロボット分野）、健康・医療・介護（医療・介護分野、バイオ分野）等の分野について検討を進め、2017年4月に報告書を取りまとめた。データの利活用に関しては、不正な手段によりデータを取得する行為等に対し差止請求等を行えるようにすることなど、不正競争防止法の改正も視野に入れて引き続き検討を行い、方向性を取りまとめることとされた。

これらに加え、政府の知的財産戦略本部 検証評価企画委員会「新たな情報財検討委員会」においてもデータの利活用に関した検討がなされ、価値あるデータの保護の在り方としては、データ利用を阻害する恐れのある権利付与型ではなく、柔軟性があり利用しやすい、行為規制型が望ましいとされた。保有者や利用者が安心してデータを提供・利用できる公正な競争秩序の確保のため、新たな不正競争行為の対象となるデータや行為について具体的に検討を進めるべき旨が記載された報告書が2017年3月に取りまとめられた。

こうした検討結果も踏まえて、産業構造審議会知的財産分科会の「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」において、第四次産業革命に向けたデータの保護の在り方を中心とした不正競争防止法に係る課題について検討を進め、法改正の方向性を示した中間取りまとめを2017年5月に公表した。

また、データ利活用促進に向けては、企業における管理・契約等の実態調査も実施し、2017年4月に結果を公表している。その他にも、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）においては、「企業において発生するデータの管理と活用に関する実証研究」が2016年8月

から実施されている。

5. 2. 営業秘密保護のための取組

近年、我が国において、技術情報を始めとする企業情報が内外に流出する事例が相次いで発生しており、先進技術が流出する事例が多数報告されている。また、サイバー攻撃を始めとして、その手口は高度化・巧妙化が進んでおり、事態の一層の深刻化が想定される。そのため、経済産業省では、営業秘密保護に係る取組を強化している。

官民連携の取組を継続的に進め、最新の攻撃手法の情報共有を強化し、対策の高度化を推進する場としては、官民の実務者による「営業秘密官民フォーラム」を年1～2回開催している。第2回目のフォーラムを2016年6月に開催し、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対応策に係る情報交換を行ったほか、2016年7月からは営業秘密官民フォーラムによるメールマガジン「営業秘密のツボ」を開始し、営業秘密関係の判決情報や営業秘密侵害事犯に関する検挙情報、漏えい対策に関する最新情報、各種セミナーなどのイベント情報等を月1回配信している。

また、2016年2月に策定した、秘密情報の漏えいの未然防止対策を企業が講じる際の参考として様々な対策例を紹介する「秘密情報の保護ハンドブック ～企業価値向上に向けて～」についても、講演等を通じて周知活動を進めるほか、ハンドブックの理解を深めるために、内容をわかりやすくまとめた「秘密情報の保護ハンドブックのてびき 情報管理も企業力」を2016年12月に作成した。てびきでは、身近に潜む秘密情報にまつわるトラブル例と、その対策のポイントなど特に注意を要する点等について、イメージしやすいようイラストを用いて紹介している。

さらに、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）とともに、企業における秘密情報の漏えい実態や営業秘密の管理に係る対策状況を把握するための調査を実施し、2017年3月に結果を公表した。

5. 3. 知的資産経営の推進

「知的資産」とは、企業等における競争力の源泉である人材、技術、技能、知的財産（特許・ブランド・ノウ

ハウ等)、組織力、経営理念、顧客とのネットワークなど、財務諸表には表れてこない、目に見えにくい無形の経営資源の総称をいう。

経済産業省では、知的資産を活用することで企業価値と競争力の向上・持続に結びつける「知的資産経営」の普及に向け、様々な検討を重ねてきている。

2016年11月には、同年で12回目となる「知的資産経営WEEK2016」を民間団体、民間企業、大学等の協力を得て開催した。イベント中のシンポジウムでは、知的資産の事例や分析方法について議論を行った。

6. 企業法制的課題に関する取組・企業会計

6. 1. コーポレート・ガバナンスに関する取組

2016年7月1日に経済産業省が事務局である「CGS研究会」(コーポレート・ガバナンス・システム研究会)においてコーポレート・ガバナンスに関する検討を開始した。本研究会は以降、9回にわたる議論を行い、取締役会の役割・機能の明確化、社外取締役の活用、経営陣の指名・報酬の在り方の検討、経営陣のリーダーシップ強化のための環境整備を進めるという基本的な考え方の下で、2017年3月10日に「CGS研究会報告書」(以下、「本報告書」という。)を公表した。本報告書では、各企業がコーポレート・ガバナンス等の原則を実践するに当たって考えるべき内容を、コーポレートガバナンス・コードと整合性を保ちつつ示すことで同コードを補完し、「稼ぐ力」を強化するために有意義と考えられる具体的な行動を取りまとめている。本報告書を踏まえ、2017年3月31日、経済産業省として「CGSガイドライン」を策定・公表した。

また、企業の機動的な事業再編を促すために、経済産業省が税制改正要望を行い、2017年4月1日の平成29年度税制改正において、特定事業を切り出して資本関係の独立した会社とする「スピンオフ」について課税を繰り延べる制度整備が行われた。また、併せて我が国企業の「稼ぐ力」の向上に向け、経営者に中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与するための株式報酬や業績連動報酬の導入を促進するよう、損金算入の対象範囲を拡大した。

6. 2. 企業会計

(1) 経緯

我が国の企業会計制度は、会計ビッグバン以降、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)とのコンバージェンス(取れん)も進み、EUとの同等性評価を獲得するなど、高品質かつ国際的に遜色のないものとなっている。2010年3月期からはIFRSの任意適用が開始され、金融庁・企業会計審議会から「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」が公表され(2013年6月)、グローバルな基準改善への貢献(発言権の確保)及び高品質な日本基準を維持することの重要性並びにIFRS任意適用の継続等の基本的な考え方が示された。

(2) 企業財務委員会

経済産業省では、我が国における企業会計基準の国際的整合性の確保及び関連諸制度の整備に向けた議論を行うため、1999年より企業財務委員会を開催している。委員は企業のCFO(最高財務責任者)等により構成され、国内外の有識者等を講師として、企業の持続的成長や競争力を支える経済インフラとしての企業会計・開示、内部統制のあり方など、企業活動全般に係る課題について、企業経営の視点から議論を行っている。

(3) IFRS対応方針協議会

我が国一体となったIFRSへの対応の強化を図る観点から、IFRSに関連する我が国の市場関係者の認識共有や、オールジャパンとしての意見の集約・発信等を図ることを目的として、2013年9月、前身である「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会(注)」を改組するかたちで、「IFRS対応方針協議会」が設置された。

(注)「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会」は、2011年に国際会計基準審議会(IASB)が実施したアジェンダ・コンサルテーションに対応し、IASBにおける作業計画の方向性や優先事項等について、国内市場関係者の意見を幅広く反映し、IFRSに対する発信力を高めることを目的として設置されたもの。

同協議会は、財務会計基準機構及び金融庁を事務局とし、企業会計基準委員会、日本経済団体連合会、日本公認会計

士協会、日本証券アナリスト協会、東京証券取引所、経済産業省、法務省が参加している。

2016年度において、本協議会は、3回開催されており（2016年7月、9月、2017年2月）、IFRSの任意適用の積上げに向けた取組について情報共有がなされるとともに、IFRSを改善すべき主要な論点として、特に、（1）当期純利益とOCI（その他の包括利益）、（2）のれんの償却に関して引き続き意見を発信していくことが確認された。

6. 3. 開示・企業と投資家との対話

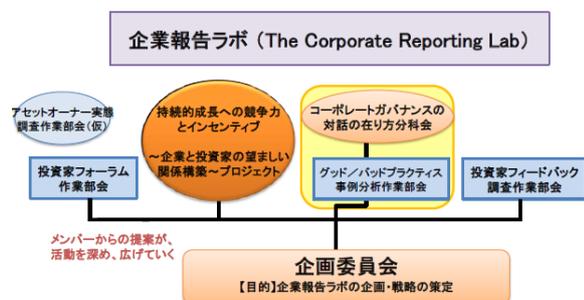
（1）「企業報告ラボ」

（ア）設立目的

経済産業省は、企業と投資家が、企業価値の向上に向けた対話や開示のあり方を検討、調査、提案する場として、「企業報告ラボ(The Corporate Reporting Lab)」を設立した(2012年7月13日)。本ラボは、(1)企業と投資家が集い、双方の対話に関するそれぞれの認識の違いを理解し、共通の理解や言葉を探ることで、より建設的な対話を促すこと、(2)日本市場に関心を持つ海外投資家を含む、内外の関係者とのネットワークを構築するとともに、日本からのメッセージを発信すること、の二つを大きな目的としている。

（イ）活動と主な成果

投資家、学者、関係組織・オブザーバー（制度関係者）で構成される「企画委員会」を中心に、参加するメンバー自らがラボの進め方やプロジェクトを提案し、それを実現する形で「コーポレート・ガバナンスの対話の在り方分科会」等が設置されている。



(参考図：企業報告ラボの全体像)

(A) 企画委員会

企画委員会では、中小型株企業のガバナンス及び

投資家とのコミュニケーションのあり方につき、議論が行われた。

また、ラボ創設後4年目の成果を取りまとめたプロGRESS・レポートを作成、公表した(2017年3月1日)。

(B) コーポレート・ガバナンスの対話の在り方分科会

事業会社が開示と対話を通じて海外投資家とどのように向き合うか、また日本全体のコーポレート・ガバナンスをどのように海外発信するか等について、議論・調査・提言等を行うことを目的としている。

2016年度は、経済産業省が公表した、企業価値向上を目的として企業が具体的に検討すべき事項や取り組むべき事項を示す実務的な指針としての「CGSガイドライン」、本指針に別添されている「経営人材育成ガイドライン」及び「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」について、経済産業省から説明を行い、各ガイドラインの普及に向けた方策等について議論が行われた。

(C) グッド/バッドプラクティス事例分析作業部会

機関投資家の視点から見た株主総会の招集通知書や株主総会議案の良い(悪い)事例を幅広く集めて紹介することを目的としている。同部会では、「株主総会の招集通知のグッド・プラクティス事例調査の結果について」(2014年5月9日に公表)の続編として、アンケートの送付先や調査項目を拡充のうえ、株主総会招集通知の事例について、機関投資家がどのような点に注目しているか、投資家から見て良い(悪い)事例とはどのようなものかについて調査を実施し、その結果として、「株主総会の招集通知等に対する機関投資家の評価ポイント ~スチュワードシップ・コードを踏まえて~」を公表した(2015年4月24日)。本調査結果では、機関投資家においては、招集通知の内容面では取締役や監査役の選任、買収防衛策を特に重視していること、また、招集通知の早期発送や問合せへの適切な対応等を希望していること等が明らかにされた。

(D) 投資家フォーラム作業部会

企業との対話に向けた「実力」を高めるため、機関投資家等が知識や経験を共有し、投資家間での忌憚ない議論や情報発信等ができるプラットフォーム

づくりを促進することを目的として立ち上げられた
(2014年3月)、本シンポジウムの場において、投資家有志による「投資家フォーラム」

(<http://investorforum.jp/>) の発足計画が発表されており(2014年9月)、2015年7月以降、企業経営者と長期投資家の実りある対話に向けた投資家同士の意見交換等の活動を展開している。

(E) 「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト(伊藤レポート(2014年8月6日公表))

企業経営者や長期投資家、市場関係者等が一堂に会し、国際的にも大きな議論となっている資本市場や企業のショートターミズム(短期主義)の問題、企業と投資家の対話(エンゲージメント)の課題、企業開示・報告のあり方等を日本の文脈で捉えたものである。2013年7月検討を開始し、座長の伊藤教授(一橋大学大学院商学研究科教授)を中心に、客観的な事実を基に問題の所在やインセンティブ構造を明らかにすることを目指し、これらの問題の克服を企業の収益力や持続的な成長につなげるための方策を検討したもので、現在の各方面での検討の土台となっている。

(2) 持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会(企業情報開示検討分科会、株主総会のあり方検討分科会)

「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」(2014年9月に設置)では、企業経営者、投資家、市場関係者、有識者、関係団体や関係省庁等の参加の下、企業と投資家との対話のあり方について、4回にわたり幅広い観点からの議論がなされてきた。

2015年度において、本研究会は、企業と投資家が質の高い対話を通じて相互理解を深め、中長期的な企業価値創造を行うための環境づくりを提言した(2015年4月)。具体的には、統合的な企業情報開示や中長期の投資判断に有用な情報の充実、対話型の株主総会プロセスに向けた日程の設定や電子化の促進等、「対話先進国」に向けた方策が示されている。

(3) 株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会

2015年4月に取りまとめられた「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」の報告書の方向性を踏まえ、『「日本再興戦略」改訂2015』が閣議決定され(2015年6月)、「統合的開示に向けた検討等」や「株主総会プロセスの見直し等」が盛り込まれた。

これらを受け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」及び「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」において具体策の検討が行われた。

「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」を設置(2015年11月9日)し、企業、投資家、有識者、証券代行、常任代理人、証券取引所、議決権行使助言会社、会計監査人などの株主総会プロセスに関わる多数の関係者や関係省庁等の参加の下、企業と株主・投資家との対話促進に向け、株主総会プロセスの電子化を促進するための課題や必要な措置や、株主総会日程の適切な設定に向けた対応策につき、計6回の会合を通じて、集中的な検討を行い、2016年4月21日に報告書を取りまとめた。

具体的には、持続的価値創造に向けた質の対話を促進すべく、情報開示を充実させ、株主の議案検討期間を確保するための具体策に取り組む必要があるとして、招集通知関連書類について、株主の個別承諾なしに、書面に代えて電子提供できる情報の範囲を拡大し、原則電子提供とする方向で新たな制度整備を求めるなど、(1)株主総会の招集通知等の電子提供、(2)議決権行使プロセスの電子化、(3)株主総会関連日程の適切な設定、(4)対話支援業の役割等に関する提言を示した。

(4) 株主総会関連日程設定の柔軟化に対応する法人税の申告期限の見直し

平成29年度税制改正において、経済産業省の要望により、「攻めの経営」を促すコーポレート・ガバナンス税制の一環として、企業と株主・投資家との充実した対話を促すため、上場企業等が株主総会の開催日を柔軟に設定できるよう、決算日から3か月を越えた日に株主総会を開催する場合、総会後に法人税の確定申告を行うことを可能とする措置が講じられた(2017年4月1日施行)。

さらに、企業が法人税等の申告期限の延長の特例の適用を受ける際の参考となるよう、改正後の法人税法等の解釈等について、国税当局及び総務省にも確認の上、整理及び公表を行った(2017年4月18日)。

(5) 「対話型株主総会プロセス」の実現に向けた関係者による取組状況のフォローアップ

「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」の提言内容について、関係者による取組状況のフォローアップを計2回実施（2017年2月、3月）し、招集通知の早期（発送前）Web開示や英文開示に取り組む企業数の増加や議決権の電子行使プラットフォームに参加する企業数の増加が確認された。加えて、株主総会に関する基準日を決算日とは異なる日に設定しやすい環境整備も進展し、具体的には、法人税等の申告期限を株主総会後まで延長できる制度が導入されるとともに、全国株懇連合会は、基準日を変更する場合の定款変更議案の記載例等を公表（2016年10月）及び株懇定款モデル等を変更（2017年2月）した。

(6) 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示に向けた検討

2019年前半を目途として国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現を目指し、投資家・株主との建設的な対話に積極的な企業等の参画を得て、関係省庁及び株式会社東京証券取引所は共同して制度・省庁横断的な検討を行い、金融審議会でのこれまでの検討を土台にしながら、事業報告・計算書類と有価証券報告書の開示内容の共通化について検討を行っている。

6. 4. 企業の社会的責任（CSR）

(1) CSRに関する調査・研究

一般社団法人企業活力研究所が企業のCSR責任者や有識者等を集めて、CSRに関連する様々な課題、テーマについて議論を行う「CSR研究会」を、2005年度から開催している。本研究会は、経済産業省のサポートにより、2004年に設立された。以降、経済産業省はオブザーバーとして参加している。2016年度は、「社会課題（SDGs等）解決に向けた取り組みと国際機関・政府・産業界の連携のあり方に関する調査研究」という研究テーマのもと、日欧企業へのアンケート調査等を通じてSDGsを中心とした企業の社会課題解決に向けた取組及びステークホルダーとの連携状況について分析し、そのあり方について課題抽出と提言を行った。

(2) EUや国際機関との連携

日EU産業政策対話において、実務者レベルでCSRに関する議論を行う「CSRワーキンググループ」を設置した（2013年10月26日）。2016年度においては、第3回会合をベルギーのブリュッセルで開催し（2016年11月7日、8日）、日EU双方は、長期的な企業競争力向上と責任ある企業行動の両立を図っていく必要性と、国連ビジネスと人権指導原則の尊重について、政策上の価値観を共有した。また、第2回に新設されたビジネスセッションにおいて、日EUの企業間でベストプラクティスの共有を行った。

7. 競争政策

7. 1. 概要

企業の経済活動のグローバル化・デジタル化に伴い、国境を越えてオンライン上で行われる取引など、これまでに見られなかった経緯で変化の早い取引が広く行われるようになる中で、行政による適正な競争環境整備に向けた取組の重要性が高まっている。

経済産業省は、産業界や企業からのニーズを受けて、適正な競争環境を整備するため、競争政策の在り方や競争法に関する調査・提言などを行っている。

7. 2. 2016年度の主な取組

(1) 第四次産業革命に向けた横断的制度研究会について

新しい産業構造に対応した競争政策や知的財産政策などの横断的な制度の在り方等について、産業構造審議会新産業構造部会において、検討を行う必要性が提唱されたことを受けて、「第四次産業革命に向けた横断的制度研究会」を2016年1月から開催し、同年9月に報告書を公表した。競争政策の観点からは、プラットフォームの特性を分析した上で、公正取引委員会と共同で行った「オンライン関連事業に関する共同ヒアリング調査」等によって判明したスマートフォンアプリ等における取引の実態を紹介する等している。

(2) 第四次産業革命に向けた競争政策の在り方に関する研究会について

上記(1)の研究会報告書において、「情報の集積」がプラットフォームの競争力の源泉として機能している

と指摘したことを受け、①データの集積・利活用の実態について、幅広く事例を集めて類型化し、②データの集積・利活用に関する競争政策上の論点を整理し、③欧米の議論も踏まえつつ公正・自由な競争による絶え間ないイノベーションを実現するための考え方を提示するべく、「第四次産業革命に向けた競争政策の在り方に関する研究会」を2017年1月から開催した。

(3) 事業再編の円滑化のための産業競争力強化法の執行

産業競争力強化法では、一定以上の国内売上高合計額を有する申請会社の事業再編計画等の認定に当たり、主務大臣は当該計画に係る競争環境上の論点について、公正取引委員会と協議を行うこととなっている。これにより、主務大臣と公正取引委員会との連携が強化され、我が国産業の国際競争力強化のための再編の迅速化・円滑化に資することが期待されている。

2016年度は2件の事業再編計画等の認定について、公正取引委員会と協議を行った。

(4) 海外競争当局の執行状況等調査

企業活動のグローバル化が進む中、日本企業が競争法違反により海外競争当局から多額の制裁金を課されるケースが依然として散見される。また、企業結合(合併)もグローバルレベルで行われるケースが増えてきている。

こうした背景を踏まえ、近年の海外競争当局の執行状況を把握するとともに、企業結合審査に係る問題解消措置事例を整理し、企業のコンプライアンス体制の在り方の検討や適正な競争環境整備に向けた政策の企画立案の基礎資料とするために調査を行った。

8. 女性の活躍推進等

8. 1. 女性活躍推進に向けた取組

(1) 政府における女性活躍推進の取組

(ア) 「女性活躍加速のための重点方針2016」の策定

「2020年までに指導的地位に占める女性の割合30%」達成に向けた取組の加速化のため、2016年5月20日に開催されたすべての女性が輝く社会づくり本部(第5回)にて、「女性活躍加速のための重点方針2016」を決定し

た。重点方針は、I.あらゆる分野における女性の活躍、II.女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現、III.女性活躍のための基盤整備の3つの柱立てで構成されており、2017年度の各府省概算要求等に反映していくこととなる。

経済産業省の関連では、I.あらゆる分野における女性の活躍において、女性リーダー育成やダイバーシティ経営の推進、女性起業家支援の体制整備が盛り込まれた。

(イ) 「日本再興戦略」における女性活躍推進

2016年6月2日に取りまとめられた「日本再興戦略2016」において、新たに講ずべき具体的施策として、「ダイバーシティ経営の実践の促進」が盛り込まれた。

これを受けて、経済産業省では、2016年8月に「競争戦略としてのダイバーシティ経営(ダイバーシティ2.0)の在り方に関する検討会」を立ち上げて、ガイドラインを策定した(詳細は、後述の(3)ダイバーシティ経営の推進)。

(ウ) 国際女性会議 WAW!

2016年12月13日から14日に、安倍政権における最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として、国際女性会議「WAW!2016」が昨年続き、開催された。

(エ) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、より豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めるために、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が2015年8月28日成立した。同法は、2016年4月1日に施行され、労働者301人以上の企業に対して、女性活躍に関する数値目標を含めた自主行動計画の策定・公表を義務づけている。

(2) 男女共同参画推進

男女共同参画に向けた取組については、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に基づき、男女共同参画に関する企画立案業務を担う男女共同参画会議

(議長：官房長官、議員：関係閣僚、有識者)の下で、関係省庁一体となり、取り組んでいる。

2014年10月、男女共同参画会議は、内閣総理大臣から、今後新たな基本計画を策定していく際の基本的な考え方について諮問を受け、2015年12月1日、男女共同参画会議は、「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」の答申を行った。本答申を踏まえて、「第4次男女共同参画基本計画」は策定され、2015年12月25日に閣議決定された。

「第4次男女共同参画基本計画」は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱である。政策領域I～III(Iあらゆる分野における女性の活躍、II安全・安心な暮らしの実現、III男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備)の下に重点的に取り組む12の個別分野を設け、それぞれ2025年度末までの「基本的考え方」並びに2020年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」、「成果目標」を設定している。

経済産業省関連では、経済分野における女性の活躍推進につき、主に、企業における女性の参画拡大として、「見える化の推進」に「なでしこ銘柄」の選定、「インセンティブ付与」に「ダイバーシティ経営企業100選」が明記され、女性起業家に対する支援も、起業家に占める女性の割合を30%以上を維持するという成果目標とともに、盛り込まれた。

8. 2. 経済産業省で実施した女性活躍等の取組

(1) ダイバーシティ経営の推進

企業におけるダイバーシティ経営の推進についての取組を支援するために、2012年度より「ダイバーシティ経営企業100選」を行っている。本事業では、「優れたダイバーシティ経営企業」を選定・表彰し、ベストプラクティスとして広く発信することにより、積極的に取り組む企業のすそ野を広げる」ことを目的としている。2016年度は、31社(大企業13社・中小企業18社)の表彰を行った。

2016年度からの新たな取組として、ダイバーシティ経営に取り組む企業のすそ野拡大を目指し、過去のダイバーシティ経営企業100選受賞企業の取組等を紹介するMeetUP!(※)を全国19箇所で開催し、更なる普及

啓発を促進した。

さらに、2016年8月に「競争戦略としてのダイバーシティ経営(ダイバーシティ2.0)の在り方に関する検討会」(座長 北川哲雄 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科教授)を立ち上げ、2017年3月まで7回にわたり、中長期的に企業価値を生み出し続けるダイバーシティ経営の在り方について検討を行い、報告書を取りまとめた。その一環で、企業が取るべきアクションをまとめた「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」も策定した。

(※) MeetUP!(ミートアップ)とは、異なる立場の人材が同じ目的で一時的に集まり、集中した情報体験を経て、各自の所属元に同質の活動や熱気を持ち帰るセッション。

(2) なでしこ銘柄

「なでしこ銘柄」は、2012年度より、東京証券取引所と共同で実施している事業で、「女性活躍推進」に優れた上場企業を「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄として紹介することを通じて、そうした企業への投資を促進し、各社の取組を加速化していくことを狙いとしている。

2016年度は、47社を選定するとともに、新たな取組として、企業の将来的な成長を期待する観点から、「なでしこ銘柄」に準ずる企業(「準なでしこ」)を25社選定した。

(3) 女性起業家支援及び女性リーダー人材育成の推進

2016年度より、女性ならではの起業課題に対応するために、地域の金融機関、創業支援機関等に加え、先輩女性起業家・キャリア支援機関等の様々な支援機関からなる「女性起業家等支援ネットワーク」を全国10か所に形成し、女性のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施した。

また、2017年1月15日から20日に、「女性リーダー育成研修(平成28年度補正予算事業)」として、企業の幹部候補の女性を対象に、ハーバード・ビジネス・スクールの教授陣を招いた企業横断的な研修の実施を支援し、地方企業や中堅中小企業を含め62社・66名近くの参加を得た。1月20日のレセプションには、安倍総理

も参加し、女性リーダーの人材育成の重要性に関する認識共有を図り、国内外への情報発信を実施した。